

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和元年度には、表6のとおり、9,723件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は8,074件(83.0%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,649件(17.0%)となっている。全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)はなかった。

また、一部利用決定がなされた1,649件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,301件(78.9%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第1号ハ)357件(21.6%)、法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)180件(10.9%)、公共の安全等に関する情報(同項第1号ニ)165件(10.0%)となっている。

表6 利用決定の状況

(単位:件)

施設名	利用決定件数																			
	利用決定	全部利用決定	一部利用決定										全部利用制限							
			利用制限事由(法16条該当性)										利用制限事由(法16条該当性)							
			1号				2号		3号	4号	5号	形式不備	1号				2号		3号	4号
			イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ					イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		
国立公文書館	3,613	3,161	452	410	54	1	2	5	4	19	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内公文書館	1,388	1,131	257	252	0	2	106	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	1,275	703	572	267	98	354	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	62	52	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	36	21	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	107	81	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	510	500	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	4	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	1,207	1,196	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	823	671	152	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	40	0	40	40	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	394	307	87	87	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	147	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	110	97	13	12	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度 合計	9,723	8,074	1,649	929	152	357	165	372	28	19	1	32	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	83.0%	17.0%	—										0.00%						
平成30年度 合計	9,652	7,687	1,956	1,012	130	298	147	609	5	17	1	34	9	0	0	0	0	0	0	9
(割合)	100.0%	79.6%	20.3%	—										0.09%						

- (注) 1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。
2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:9,512件)と必ずしも一致しない。
3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。
4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。
5 斜線部分は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

特定歴史公文書等ガイドライン（第3章第1節第15条）では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

ア 利用決定までの期間

令和元年度中になされた利用決定9,723件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、延長をしなかった7,352件(75.6%)については、即日に利用決定は行ったものは2,816件(29.0%)、30日以内に利用決定を行ったものは4,474件(46.0%)であった。

また、30日以内の延長を行った374件(3.8%)については、全て期限内に利用決定がなされた。特例延長を行った1,997件(20.5%)については、期限内に利用決定がなされたものは1,963件(20.2%)、期限を超過したものは34件(0.3%)であった。

上記の期限超過34件は国立公文書館で発生した事案であるが、これは特例延長を適用した当該事案と同時期に別の著しく大量の利用請求があったことに加え、利用請求に係る特定歴史公文書等に判読困難なくせ字や外国語の記述が多くあったことから、当初の想定以上に審査に時間を要し、期限超過をしたものである。同様の事案の再発を防止するため、同館においては、利用請求に係る特定歴史公文書等の量、利用制限事由に関する審査の難易度、劣化の状況等をより慎重に考慮し、利用決定までの審査のスケジュールを立てることとしている。

表 7 利用決定までの期間

(単位:件)

施設名	利用決定件数(再掲)										
		延長をしなかったもの				30日以内の延長			特例延長		
		即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過	
国立公文書館	3,613	3,087	406	2,681	0	42	42	0	484	450	34
宮内公文書館	1,388	820	0	820	0	302	302	0	266	266	0
外交史料館	1,275	28	0	28	0	0	0	0	1,247	1,247	0
北海道大学	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	36	36	18	18	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	107	106	4	102	0	1	1	0	0	0	0
東京外国語大学	510	510	0	510	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	1,207	1,207	1,207	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	823	823	823	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	40	17	0	17	0	23	23	0	0	0	0
神戸大学	394	394	353	41	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	147	147	0	147	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	110	104	0	104	0	6	6	0	0	0	0
令和元年度 合計	9,723	7,352	2,816	4,474	0	374	374	0	1,997	1,963	34
(割合)	100.0%	75.6%	29.0%	46.0%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	20.5%	20.2%	0.3%
平成30年度 合計	9,652	7,462	2,344	5,111	7	313	313	0	1,877	1,876	1
(割合)	100.0%	77.3%	24.3%	53.0%	0.1%	3.2%	3.2%	0.0%	19.4%	19.4%	0.01%

(注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができる（第3章第1節第15条第3項）。

令和元年度に30日以内の延長を行った374件について、その適用理由をみると、表8のとおり、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが286件（76.5%）、審査が困難で時間を要したものが88件（23.5%）であった。

表 8 30 日以内の延長をした理由

(単位：件)

施 設 名	30 日以内の延長を行った件数(再掲)					
		審査困難	対象文書が大量	第三者からの意見書 提出に時間を要した	複製物の作成に時間 を要した	その他の理由
国 立 公 文 書 館	42	42	0	0	0	0
宮 内 公 文 書 館	302	42	260	0	0	0
外 交 史 料 館	0	0	0	0	0	0
北 海 道 大 学	0	0	0	0	0	0
東 北 大 学	0	0	0	0	0	0
筑 波 大 学	0	0	0	0	0	0
東 京 大 学	1	0	1	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京 都 大 学	0	0	0	0	0	0
大 阪 大 学	23	0	23	0	0	0
神 戸 大 学	0	0	0	0	0	0
広 島 大 学	0	0	0	0	0	0
九 州 大 学	0	0	0	0	0	0
日 銀 ア ー カ イ ブ	6	4	2	0	0	0
令和元年度 合計	374	88	286	0	0	0
(割 合)	100.0%	23.5%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%
平成30年度 合計	313	110	203	0	0	0
(割 合)	100.0%	35.1%	64.9%	0.0%	0.0%	0.0%
平成29年度 合計	142	138	4	0	0	0
(割 合)	100.0%	97.2%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 1 1 件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数(合計)とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30 日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60 日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することができるとしている(第 3 章第 1 節第 15 条第 4 項)。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は 1,997 件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表 9 のとおり、637 件(31.9%)については利用請求から 60 日以内に利用決定がなされ、利用決定が 61 日から 90 日以内に行われたものが 102 件(5.1%)、91 日から半年以内が 254 件(12.7%)、半年超から 1 年以内が 780 件(39.1%)となっており、1 年を超えたものが 224 件(11.2%)という状況であった。

表9 特例延長の処理状況

(単位:件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)					
		利用請求から利用決定までに要した日数				
		60日以内	61日～90日	91日～半年	半年超～1年	1年超
国立公文書館	484	108	62	113	55	146
宮内公文書館	266	93	36	119	18	0
外交史料館	1,247	436	4	22	707	78
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
令和元年度 合計	1,997	637	102	254	780	224
(割合)	100.0%	31.9%	5.1%	12.7%	39.1%	11.2%
平成30年度 合計	1,877	485	51	151	963	227
(割合)	100.0%	25.8%	2.7%	8.0%	51.3%	12.1%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第19条及び公文書管理法施行令第24条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表10のとおり、利用件数8,373件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが4,736件、写しの交付によるものが3,637件となっている。なお、利用件数は平成30年度と比べて、1,158件(対前年度比16.0%)の増加となっている。

表 10 利用の状況

(単位:件)

施設名	利用件数									
		閲覧 視聴 聴取	写しの交付	文書又は図画				電磁的記録		
				用紙への複写 (枚)	スキャニング (枚)	マイクロフィルム (コマ)	その他 (枚)	印画 (枚)	複写 (枚)	その他 (枚)
国立公文書館	453	36	417	4,922	245,693	0	0	0	15	0
宮内公文書館	830	829	1	0	1	0	0	0	0	0
外交史料館	387	387	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	62	44	18	0	0	0	18	0	0	0
東北大学	3,135	190	2,945	2,945	0	0	0	0	0	0
筑波大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	116	47	69	32	21	0	0	11	5	0
東京外国語大学	510	510	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	1,286	1,286	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	823	812	11	850	48	0	0	0	0	0
大阪大学	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	429	348	81	238	1,258	0	0	0	0	0
広島大学	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	147	147	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	146	51	95	1,508	18,265	0	0	0	5	0
令和元年度 合計	8,373	4,736	3,637	10,495	265,286	0	18	11	25	0
平成30年度 合計	7,215	4,994	2,221	15,713	190,025	0	0	513	48	0

(注) 令和元年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数(表6:9,723件)を満たしていない。

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができる(公文書管理法第21条第1項)。

また、この審査請求がなされた場合、当該審査請求を受けた国立公文書館等の長は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている(同条第4項)。

令和元年度には、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求は、表11のとおり1件であった。